

## 国民健康保険税の 納税通知書を 発送しました

七月十日(木)に、平成二十年  
度の国民健康保険税(国保税)  
の納税通知書を発送しまし  
た。

この納税通知書は、同じ世  
帯に国民健康保険(国保)に  
加入している方がいる場合  
に、世帯主の国保加入・未加  
入にかかわらず、世帯主あて  
に送付しています。

加入者の氏名、加入月・年  
税額などについては、納税通  
知書をご確認ください。

社会保険などに加入した方  
は、必ず国保の脱退手続きを  
してください。

### 国保税の算出方法

国保税額は、医療保険分・  
後期高齢者支援金等分・介護  
保険分(四十歳〜六十四歳)  
について、それぞれの所得割  
額と均等割額を合計したもの  
です。

所得割額は前年中の所得を  
基に計算し、均等割額は加入  
者の人数により計算します。

### 納期について

①特別徴収(年金から天引き)

### になる方

七月から九月までの第一  
第三期は、納税通知書または  
口座振替で納付します。十月  
からは、年金支給月に天引き  
されます。

②納税通知書または口座振替  
で納付する方

納期限は次のとおりです。

### 平成20年度の納期限

第1期	7月31日(木)
第2期	9月1日(月)
第3期	9月30日(火)
第4期	10月31日(金)
第5期	12月1日(月)
第6期	1月5日(月)
第7期	2月2日(月)
第8期	3月2日(月)

### 今年度中に七十五歳になる方 について

今年度中に七十五歳になる  
国保加入者がいる世帯につい  
ては、長寿医療制度(後期高  
齢者医療制度)の保険料の決  
定状況を考慮したうえで、納  
付回数や納付額、年金天引き  
を行うかどうかを決定してい  
ます。

納付回数の変更などを希望  
する場合は、国保税の納税通  
知書と印鑑を持参し、国民健  
康保険課(本庁舎二階)にご  
相談ください。

### 国保税の軽減措置

### 世帯所得(同じ世帯の国保 加入者および世帯主の所得合 計額)が少ない場合は、国保 税(医療保険分・後期高齢者 支援金等分・介護保険分)の 均等割額が、それぞれ次のと おり軽減されます。

六割軽減Ⅱ世帯所得が、三十  
万円より少ない場合  
四割軽減Ⅱ世帯所得が、三十  
万円より少ない場合  
三万円より少ない場合  
三万円+(二十四万五千  
円×世帯主を除く国保加入  
者数)より少ない場合

この軽減措置は、平成十九  
年中の所得を基に判定しま  
す。世帯の中に未申告者がい  
ると、判定できないため、軽  
減措置が適用されません。

国保加入者がいる世帯の世  
帯主および国保加入者は、所  
得の有無にかかわらず、必ず  
申告をしてください。

### 国保税の減免制度

火災などの災害により損害  
を受けた世帯や、病気などで  
前年に比べ所得が著しく減少  
した世帯は、申請により国保  
税の減免を受けられる場合に  
あります。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：国民健康保険課

TEL 224-5836

## 納入通知書を発送します

### ●被用者保険(健康保険組合・共済組合など、国保以外の 医療保険)の被扶養者だった方の軽減

長寿医療制度の被保険者になる前日に被用者保険の被  
扶養者だった方は、平成20年度は保険料負担の凍結措  
置があります。4月から9月までは保険料がかかりませ  
ん。10月から来年3月までは所得割がかからず、均等  
割が9割軽減されます。

\*該当する方は、納入通知書の「保険料額」欄が「2,120  
円」になっていることを確認してください。

### 納期は被保険者により異なります

受給している年金額や加入日などにより、納付書での  
納期や特別徴収(年金からの天引き)の開始時期は異な  
ります。被保険者ごとの納期は納入通知書に記載され  
ています。

なお、長寿医療制度の被保険者になる前日に被用者保  
険の被扶養者だった方は、9月までの保険料が免除され

ているので、保険料の納入  
は10月からとなりますが、  
納入通知書は7月中旬に送  
付します。

納付書による納期限は、  
右表のとおりです。

### 口座振替が利用できます

口座振替は、保険料を各  
納期ごとに指定の金融機関  
口座から納入できます。

毎月15日までに申し込むと、翌月末の納期から口座  
振替が開始になります。

振替日は各納期の末日です。利用できる金融機関など  
は、納入通知書に同封されている口座振替依頼書をご覧  
ください。

問い合わせ…医療助成課・TEL224-5842

### 平成20年度の納期限

第1期	7月 31日(木)
第2期	9月 1日(月)
第3期	9月 30日(火)
第4期	10月 31日(金)
第5期	12月 1日(月)
第6期	1月 5日(月)
第7期	2月 2日(月)
第8期	3月 2日(月)

## 介護保険料（65歳以上）の通知書を発送しました

七月十日(木)に六十五歳以上の方へ、平成二十年度の介護保険料の通知書を発送しました。

### 通知書の種類

①介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書  
特別徴収の方を対象に、年金から天引きになる保険料額を通知。

②介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書  
今年度の十月から特別徴収

が開始・再開される方を対象に、特別徴収分・普通徴収分の保険料額の通知と普通徴収分の期別ごとの納付書を送付（九月まで納付書で納付、十月以降は年金から天引き）。

③介護保険料納入通知書  
普通徴収の方を対象に、保険料額の通知と期別ごとの納付書を送付（口座振替の方は、納付書はありません）。

### 納付方法と納期

保険料の納付方法には、年齢・退職年金などから天引きする特別徴収と、市から送ら

れる納付書を使って介護保険課（本庁舎一階）・出張所・指定金融機関で納付する普通徴収があります。

年金額が年額十八万円以上の方は、特別徴収です。

年金を受給していない方、年金額が年額十八万円未満の方や年度途中で六十五歳になる方は普通徴収になります。納期は次のとおりです。

### 平成20年度の納付月（納期）

①の通知書	②の通知書	③の通知書
4月	7月	7月
6月	8月	8月
8月	9月	9月
10月	10月	10月
12月	12月	11月
2月	2月	12月
		1月
		2月

### 被保険者ひとりひとりに通知

世帯主に通知する国民健康保険税と異なり、六十五歳以上の方の介護保険料は被保険者ごとに算定し、個別に通知

### 介護保険料の減免基準

世帯構成	世帯の収入月額	世帯の預貯金額
一人世帯	八万円未満	百万円以下
二人世帯	十二万円未満	百五十万円以下
三人世帯以上	一人増えるごとに四万円を加算した額未満	二百万円以下

\*賃貸住宅に居住している世帯は、表中の収入月額・預貯金額が一定基準により加算されます。

します。  
介護保険料の減免  
次の①～③のいずれかに該当する場合は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

①災害により住宅・家財などに損害を受けた  
住宅などに価格の三割以上の損害を受け、かつ生計中心の前年中の所得金額が一万円以下である場合。

②疾病・失業などにより世帯収入が著しく減少した  
世帯の収入が、前年収入の二分の一以下になった場合。

③収入が少なく、生活が著しく困窮している  
世帯全員が、市・県民税非課税かつ市・県民税課税者に扶養されていない方で、左表の基準に該当する場合。

詳しくは、お尋ねください。  
問い合わせ：介護保険課  
TEL 224-5817

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料は、埼玉県後期高齢者広域連合（広域連合）で金額を決定し、市に納めます。7月中旬に、平成20年度の保険料納入通知書を発送します。この納入通知書は、被保険者個人あてに送付します。

詳しくはお尋ねください。

### 保険料の算出方法

保険料の額は、被保険者個人の平成19年中の所得を基に計算した所得割額と均等割額の合計です。

#### ●保険料の年額

所得割額（平成19年中の所得－基礎控除33万円）×7.96%＋均等割額42,530円×軽減割合

\*所得は、営業収入・年金などの収入額から経費（年金の場合は公的年金控除）を引いた額です。

\*年度途中に加入した場合は、加入月を含む月割り計算になります。

### 保険料の軽減

#### ●低所得世帯の軽減

世帯所得（同じ世帯の被保険者および世帯主の所得合計額）が少ない場合は、均等割額が次のとおり軽減されます。

7割軽減＝世帯所得が33万円より少ない場合

5割軽減＝世帯所得が33万円＋（245,000円×世帯主を除く被保険者数）より少ない場合

2割軽減＝世帯所得が33万円＋（35万円×被保険者数）より少ない場合

この軽減措置は、平成19年中の所得を基に判定します。世帯の中に未申告者がいると判定できないため、軽減措置が適用されないことがあります。申告が必要な方には、簡易申告書を送りましたので、提出してください。  
\*現在、国では保険料などの見直しが行われています。保険料の変更がある方には、8月以降に再度通知します。